

目黒区障害者活躍推進計画の概要について

1 計画策定の経緯等

令和元年6月に、障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働大臣が作成する指針に即して、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）の作成及び公表が義務付けられた。

については、本区の障害のある職員の活躍推進を図るための計画として「目黒区障害者活躍推進計画」を策定する。

2 障害者活躍推進計画の概要

(1) 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

(2) 計画の構成

ア 障害者雇用に係る現状、課題

障害者雇用率の状況、アンケート調査による現状把握

イ 障害者の活躍推進に係る目標設定

(ア) 採用に関する目標

障害のある職員の退職状況を踏まえた障害者採用の促進

(イ) 定着に関する目標

障害のある新規採用職員の採用1年後の定着率の達成

障害に関する理解促進・啓発のための研修・セミナー等への参加

今後の配置に備えた個々の障害特性ごとの業務の切り分けの検討

(ウ) 満足度に関する目標

職業生活における満足度の向上

ウ 設定目標に対する取組内容

(ア) 障害者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任、相談体制の構築

(イ) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

個々の障害特性を踏まえた職場配置や事務分担の検討

(ウ) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

個々の障害特性を踏まえた環境整備や合理的配慮の検討

(エ) 働き方

個々の障害特性を踏まえた時差出勤、テレワーク等の多様な働き方の検討

(オ) その他支援体制

障害者就労施設等に対する発注への配慮

以 上